

大磯町企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第1項の規定に基づき策定した、大磯町まち・ひと・しごと総合戦略推進計画に掲げる事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 本町の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出をしようとするときは、大磯町企業版ふるさと納税寄附申出書（第1号様式）を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、寄附対象事業の事業費の確定後、事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの寄附金を受領するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、事業費が確定した後に、寄附を行った寄附対象法人（以下「寄附者」という。）に対して事業費確定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 町長は、次の各号に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は既に寄附金を受領した場合にあっては、寄附者に受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(受領証の交付)

第5条 町長は、寄附金を受領した場合には、規則第14条第1項の規定により、受領証（第3号様式）を寄附者に交付するものとする。

(台帳の作成)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、大磯町企業版ふるさと納税寄附金台帳（第4号様式）を作成するものとする。

(公表)

第7条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、町の広報又は町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、公表することについて、寄附者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

大磯町企業版ふるさと納税寄附申出書

年 月 日

大磯町長 宛

大磯町のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、大磯町企業版ふるさと納税実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり寄附を申し出ます。

法人名		
代表者 役職・氏名		
所在地		
法人番号		
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
	受領書等送付先	
寄附申出額		円
寄附の活用を希望する事業		
寄附情報の公表について		<input type="checkbox"/> 法人名及び寄附金額を公表 <input type="checkbox"/> 法人名のみ公表 <input type="checkbox"/> 寄附金額のみ公表 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない

第2号様式（第4条関係）

事業費確定通知書

年 月 日

様

大磯町長

印

年 月 日付で受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附について、 年度の事業費が確定したので、大磯町企業版ふるさと納税実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴法人からの寄附の受領額	円

第3号様式（第5条関係）

受 領 証

年 月 日

様

大磯町長

⑩

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。

記

1 事業の名称

2 寄附年月日

年 月 日

3 寄附金額

円

